

9月・10月は「動物の飼い方マナーアップ強化期間」

9月20日～26日は「動物愛護週間」

～愛情と責任をもってペットを飼い、住みよい生活環境をつくりましょう～

散歩中の犬のフンの放置や猫による迷惑行為など、ペットの飼い方に関する苦情が数多く寄せられています。ほんの一部の飼い主のマナー違反により、飼い主全体に迷惑がかかっています。

ペットを飼うということは、「愛情を持って終生飼う」という動物に対する責任と、「他人に迷惑や危害を与えないように適正に管理する」という社会に対する責任を負うことになります。

◆犬の飼い主の皆さんへ

- ▼散歩中にフンをしたら、飼い主が責任を持って袋などに入れて持ち帰りましょう。
- ▼放し飼いは禁止されています。散歩中も必ずつないでください。
- ▼犬の生涯1回の登録と毎年狂犬病予防注射を必ず実施してください。

◆猫の飼い主の皆さんへ

- ▼他人の家にフンなどをしたり、車に上ってキズをつけたりしていませんか。猫の健康や安全のため屋内で飼いましょう。

◆無責任な餌付けはやめましょう

野良猫に餌付け → 野良猫が増える → フン尿等の被害続出

- ▼飼う自覚がない無責任な餌付けはやめましょう。

【これだけは守りたい飼い主の義務】

- ▼動物の習性などを正しく理解し、終生責任をもって飼いましょう
- ▼繁殖により終生飼えない場合や、譲渡できない場合は去勢・不妊手術などの繁殖制限をしなければいけません。
- ▼動物の所有者を明らかにする名札をつけましょう。

●問い合わせ 市民生活課 ☎2111 内線166



動物愛護フェスタ やまぐち2011（無料）

動物の愛護と正しい飼い方について理解を深めていただくための催しです。

- 日時 10月30日(日)9時30分～15時
- 場所 県動物愛護センター（山口市陶）
- 内容 動物ふれあい会、子犬・子猫の譲渡会、犬のしつけ方教室（要予約）など
- その他 犬のしつけ方教室のために事前に申込んだ犬以外の動物は持ち込み禁止です。
雨天の場合は、内容の一部を変更することがあります。
- 問い合わせ 県動物愛護センター 電話083(973)8315